

○古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議設置要綱

平成28年4月1日

告示第91号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定により策定した古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)に関する政策、施策及び事業等を効果的に推進するにあたり、関係者から意見を聴取するため、古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議(以下「検証会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検証会議は、次に掲げる事項について協議を行い、必要に応じて市長に提言するものとする。

- (1) 総合戦略の推進及び検証に関すること。
- (2) 総合戦略の改訂及び変更に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

2 市長は、前項の規定による提言を受けた場合は、速やかに古賀市まち・ひと・しごと創生本部を招集し、当該提言に対する協議を行わなければならない。

(組織)

第3条 検証会議は、委員8名以内をもって組織し、産業界、公的機関、教育機関、金融機関、労働関係団体及びマスメディアの関係者並びにその他識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検証会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検証会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検証会議の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 検証会議において、委員長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員及び前条第2項の規定により会議に出席した者には、予算の定める範囲において謝礼を支給する。

(庶務)

第8条 検証会議の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(古賀市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱の一部改正)

2 古賀市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱(平成27年2月告示第22号)の一部を次のように改正する。

[省略]